

環境 NEWS (第13回)



全日本サーフキャスト連盟本部 環境部

ベテラン投げ釣り師のみなさんは、釣り場選びにこだわりがあると思います。
例えば、流れのよい磯場や、誰でもが簡単に行けないような未開に近い釣り場などなど...

一方で、船道がある魚港は比較的的安全で駐車場にも困らない、それなりの大型魚も釣れることから捨てがたい釣り場でもあるようです。

ただ、よく聞く話ですが、釣り人と港の漁師さんとがトラブルになるなど、迷惑行為が釣り禁止になった原因だ...と。

私ことで恐縮ですが、港で漁師さんに挨拶をして話し込むと、皆さん親切な方が多く、釣れるポイントや岩礁の位置などを教えて頂いたり、底引き網に掛かったオモリを頂くなど、けっしてケンカ腰の方ばかりでは無いようです。

水産庁漁港漁場整備部では、漁師さんたちと釣り人の交流を促進することをもとめた『漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)』を昨年6月に公表していますので、ご紹介したいと思います。

全日本サーフ会員が、マナー向上の先導役になればと思います。

今回は1回目として、その目次のみをご紹介します。

目次

はじめに

第一編 漁港の釣り利用のための基本的な考え方

- (1)前提条件
- (2)海業振興に向けた考え方
- (3)留意すべき法令・制度

第二編 漁港施設等の釣り利用検討の方法

- (1)検討の目的
- (2)段階に応じた検討主体・検討体制
 - ① 想定する利害関係者
 - ② 検討の段階とその主体・体制
- (3)検討に当たっての情報整理

第三編 漁港の釣り利用に当たっての検討事項

- (1)安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認
 - ① 利用範囲の設定
 - ② 利用者の属性
 - ③ 安全対策
 - ④ 責任分担
 - ⑤ 管理運営体制
 - ⑥ 施設管理運営基準
- (2)漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討
 - ① 駐車場の設定
 - ② ゴミの持ち帰りルールの徹底
 - ③ トイレの確保
 - ④ 立ち入り制限
 - ⑤ 利用ルールの設定・順守
- (3)地域での効果発現の検討
 - ① 所得向上や雇用機会の創出
 - ② 料金の徴収
 - ③ 利用者への情報提供

参考 関連する支援策

水産庁

